

公示番号：160928

国名：マラウイ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト（経営改善指導）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：経営改善指導
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年1月上旬から2017年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 0.53M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 16日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年12月27日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 24点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 35点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 7点
 - ③語学力 14点
 - ④その他学位、資格等 14点

類似業務	経営改善指導に関する業務
対象国／類似地域	マラウイ／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 予防接種（推奨）：マラリア流行国であることから、事前にマラリア予防薬を服用されることをお勧めします。黄熱病の予防接種は必須ではありませんが、黄熱感染危険国を経由して入国する場合にはイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示を求められます。

6. 業務の背景

マラウイでは、大分県の「一村一品運動」を参考にしてマラウイ国版「一村一品運動」に取り組んでおり、2003年には政府内に一村一品(One Village One Product: OVOP)事務局を設置した。マラウイ国版「一村一品運動」では、小規模農民グループ(以下「OVOP グループ」)を対象に、農林水産物を利用した加工技術の普及、品質の改善、マーケティング能力の向上を図り、製品の付加価値向上を目指してきた。

そのような中で、我が国に対して技術協力プロジェクトの要請がなされ、これを受けて JICA は 2005 年 10 月から 2010 年 9 月までの 5 年間、産業貿易省内の OVOP 事務局をカウンターパート(C/P)機関として、「マラウイ共和国一村一品運動のための制度構築と人材育成プロジェクト（フェーズ 1）」を実施した。この支援を通じ、OVOP 事務局を中心としたプログラム運営体制（OVOP のプロポーザル審査システム等）が確立されるとともに、プロポーザル作成方法や食品加工技術、基礎的なビジネス知識、品質管理技術等の研修が、地方公務員および既存の OVOP グループ向けに実施されることにより、OVOP 運動の理念、方法が普及された。

フェーズ 1 の実施により新規の OVOP グループが増えたことにより、より多くのグループに対応するための支援体制の構築、一層のビジネスマインドを持った OVOP グループを育てるための支援等が課題となった。そこで JICA はマラウイ側の要請に基づき、2011 年 4 月から 2016 年 4 月まで 5 年間の計画で技術協力プロジェクト「一村一品グループ支援に向けた一村一品運動実施能力強化プロジェクト」(OVOP フェーズ 2)を開始し、先行プロジェクトで構築された OVOP のプログラム運営体制への支援と、OVOP 運動のビジネスを通じたコミュニティ活性化への発展を目指してきた。

2003 年に始まったマラウイの OVOP 運動は、10 周年を契機に、OVOP 戦略ペーパーを作成し、2014 年 12 月に、国家戦略の一つとして位置付けられた。OVOP 運動がビジネスを通じたコミュニティ活性化を目指す中、当戦略ペーパー内には、産業貿易省傘下にある OVOP 事務局とは別の組織としてコーポラティブユニオンを設立し、OVOP 商品のマーケティング支援をすることが明記されている¹。この戦略ペーパーに従い、賛同する OVOP グループが共同出資し、OVOP 商品のマーケティング支援（包装資材の輸入や包装作業の一括実施、商品の販売促進や輸出支援等）を実施する

¹ OVOP 事務局は産業貿易省傘下の組織であり、商品販売等の活動上、公的機関としては様々な制約がある。このためより合理的で持続可能な取り組みとすべく、OVOP 事務局からコーポラティブユニオンへの一部機能の委譲が図られた。

組織として、2015年2月に「マルソユニオン」の名称でコーポラティブユニオンが設立され、ビジネスマネジャーを雇い、運営を開始した。2015年11月に実施された終了時評価において、マルソユニオンの自立発展とOVOP事務局の一層の能力強化を目的として、1年間のプロジェクト期間延長の提言がなされ、プロジェクトは2017年4月まで延長された。

現在、マルソユニオンは、事務所兼倉庫・パッケージセンターをミトウンドウに構え、月々の売り上げの中から人件費、光熱費、燃料費等を捻出している。

本業務従事者は、マルソユニオンのパフォーマンス及び課題を分析し、現状の課題に対し、マルソユニオンスタッフの理解を促す。また、プロジェクト終了後、マルソユニオンが主体的に、ビジネスと経営活動を継続し自立発展していく方法について、外部専門家としての助言・指導を実施する。

以上の背景から経営改善指導に関する短期専門家の派遣を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、マルソユニオンの経営プロセスをレビューすることにより、マネジメントの課題の抽出を行い、今後の自立発展の方向性を明確にするための経営改善指導を行う。マラウイのOVOPグループは自力でビジネスを展開する体力はないために、OVOPグループへの包装容器の提供、原材料の買い取り等を行っているマルソユニオンの存在はOVOPグループにとって不可欠の存在である。よって、2017年4月のJICAのプロジェクト終了後もマルソユニオンは地場産業振興という社会的使命を負いつつ、一企業としての採算を確保し、持続的に運営されることが求められている。この点から、本業務従事者は、マラウイ側にも現実的に対応可能な視線をもって、マーケティング戦略、会計ソフト使用、品質管理、財務管理、在庫管理などの業務の適正、さらには人事戦略、人材育成戦略など組織マネジメントについての幅広い観点から分析を行うとともに、課題解決に向けた具体的なパフォーマンス分析や経営改善手法の提言を行う。この際、プロジェクト終了後もマルソユニオンのスタッフ自らが高い意識をもって経営改善を行っていけるよう、スタッフの意識改革・人材育成に向けた助言を行うことが求められる。また、公的セクターから独立したマルソユニオンのスタッフには民間企業従事者としての危機感や市場に対する敏感な意識の醸成が求められる。

具体的なパフォーマンス分析や経営改善手法及びマルソユニオンのスタッフへの指導の方法については、プロポーザルの中で提案のこと。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2017年1月上旬～中旬)

- ① プロジェクトの報告書等各種・既存資料関連資料を収集、精査し、活動に必要な情報について把握する。
- ② TV 会議等を利用してプロジェクト専門家やマルソユニオンのビジネスマネジャーへインタビューを行い、現地業務計画作成の参考とすると共に、事前収集資料の分析を開始する。
- ③ 現地業務工程表(案)を含む業務計画書(和文)及びワークプラン(英文)を作成しJICA 農村開発部による確認のち提出する。併せて、JICA マラウイ事務所にもデータを送付する。

(2) 現地派遣期間 (2017年1月下旬～2017年2月上旬)

現地での活動についてはプロジェクトに派遣中のチーフアドバイザー並びに業務調整専門家と随時相談しながら業務を実施すること。

- ① マルソユニオンの現状について確認する。
 - ア) ドキュメントレビュー
 - イ) ステークホルダーへのインタビュー (マルソユニオン職員、ボードメンバー、OVOP 事務局スタッフ、OVOP グループ、OVOP 地方担当官(ACLO)、顧客等)
- ② マルソユニオンの経営について課題を抽出し、ビジネスプランに基づくマーケティング戦略、会計ソフト使用、品質管理、財務管理、在庫管理などの業務の適正、人事戦略、人材育成戦略など組織マネジメントに関する幅広い観点から分析を行う。
- ③ 課題の分析結果を踏まえ、マルソユニオンの今後の自立発展に向けてマルソユニオンが取り組むべき事項を、助言する。助言にあたっては問題点の指摘に留まらず、マルソユニオンスタッフが今後継続的に経営改善を行っていけるような意識づけのためのファシリテーション、又はマネジメント改善ツールの提案等を実施する。
- ④ 活動成果について、C/P 機関である一村一品事務局、マルソユニオン、JICA マラウイ事務所に提出し、報告を行う。尚、この際には現地報告書を作成する必要はなく、英語のプレゼンテーション等活動成果をまとめた形で構わない。

(3) 帰国後整理期間 (2017年2月上旬～2017年2月下旬)

- ① JICA 農村開発部への報告を行う。
- ② 専門家業務完了報告書 (和文)、(英文) を作成し、JICA 農村開発部の確認ののち提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務計画書 (和文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA マラウイ事務所へ各 1 部)

(2) ワークプラン (英文)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。

英文 4 部 (JICA 農村開発部、JICA マラウイ事務所、C/P 機関、マルソユニオンへ各 1 部)

(3) 専門家業務完了報告書 (和文、英文)

和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA マラウイ事務所へ各 1 部)

英文 4 部 (JICA 農村開発部、JICA マラウイ事務所、C/P 機関、マルソユニオン)

へ各1部)

現地での収集資料、現地での活動成果報告の資料等を添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒香港/シンガポール⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒香港/シンガポール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は2017年1月21日～2017年2月5日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです (本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

- ・ チーフアドバイザー (長期)
- ・ 業務調整/小規模ビジネス専門家 (長期)

③ 便宜供与内容

JICA マラウイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

プロジェクトカーを使用いただきます。

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

C/P 機関、マルソユニオン、その他関係者との協議について適宜プロジェクトチームがアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトチームオフィス内スペース提供 (ネット環境完備予定)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。

- ・ 事業事前評価表

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_1000677_1_s.pdf

・ナレッジサイトプロジェクト概要

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/A478D4D27D9F7C724925785B007A18FD?OpenDocument>

②本業務に関する資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (rdga1@jica.go.jp 配布担当：廣瀬) にて配布します。

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在マラウイ日本大使館及び JICA マラウイ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上